

# 秋田看護福祉大学学則

平成16年11月30日  
認可

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 秋田看護福祉大学（以下「本学」という）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）に則り、幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

**第2条** 本学は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価を行うにあたっての項目設定、実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

**第3条** 本学は、自らの教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(入学者選抜)

**第4条** 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

(所在地)

**第5条** 本学は、秋田県大館市清水二丁目3番4号に置く。

## 第2章 学部、学科、定員

(学部、学科、定員)

**第6条** 本学の学部に置く学科及び入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
看護福祉学部	看護学科	50名	200名
	医療福祉学科	40名	160名

2 本学の学部、学科ごとの人材育成に関する目的と教育目標を次のとおり定める。

(1) 看護福祉学部	幅広い教養教育との密接な関連のもとに保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材を養成することを教育理念・目標とする。
看護学科	生命に対する深い尊厳の心を持ち、対象者がどのような援助を求めているかを正確に把握し、常に向上心を持って適切な看護サービスを提供できる看護職者を養成する。
医療福祉学科	社会福祉学という「知」と「実践」を統合した学問を機軸に、学究の営みに邁進し、共生社会の実現に向けて創造的な提言を行い、自ら行動できる福祉マインドを持った人材を養成する。

### 第3章 職員組織

(職員組織)

**第7条** 本学に教育職員、事務職員及びその他の職員を置く。

2 教育職員を分けて、学長、教授、准教授、講師、助教とする。

### 第4章 教授会

(教授会)

**第8条** 学部に、教授会を置く。

(教授会の構成)

**第9条** 教授会は、学長、教授及び准教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めることは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

2 本章に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は、別に定める。

### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第10条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第11条** 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第12条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
- (4) 冬季休業日 12月28日から翌年1月6日まで
- (5) 春季休業日 2月11日から3月31日まで

2 学長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

**第13条** 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

**第14条** 学生は、8年を超えて在学することはできない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

**第15条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生及び帰国子女、その他学長が特に認めた者については、学期の始めから入学を許可することができる。

(入学資格)

**第16条** 本学へ入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願及び入学者の選考)

**第17条** 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

3 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

**第18条** 前条による選考の結果、合格の通知を受けた者は保証人を定め、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に定める入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(保証人等)

**第19条** 保証人は、原則として父母若しくはこれに代わる者で、入学者の在学中の行為に対して責任を負うことのできる者でなければならない。

2 保証人が死亡又はその他の事由により、その責任を果たすことができないとき、若しくは本学において不適当と認めたときは、学生は改めて保証人を定め、届け出なければならない。

3 学生若しくは保証人が改姓、改名、転籍又は転居したときは、その都度証明書類等を添えて届け出なければならない。

(再入学)

**第20条** 退学若しくは除籍された者が再入学を願い出た場合は、選考のうえ、再入学を許可することがある。

2 その他編入学に関して必要な事項は別に定める。

(編入学)

**第21条** 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を願い出た者については、選考の上許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(5) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者

2 前項により、編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

**第8章 休学、復学、転学、転科、留学、退学及び除籍**

(休学)

**第22条** 病気その他やむを得ない事由により、長期にわたって修学できない者が休学しようとする場合は、その事由を証明する書類を添え保証人と連署の上休学願いを提出し、許可を受けなければならない。

2 前項に定める休学願いの提出は、休学を希望する学期開始前の本学が定める日までに行なわなければならない。

3 休学を延長する場合の手続きも前項と同様とする。

4 休学の期間は、通年については1年、前期又は後期については、学期ごとに更新するものとする。ただし、連續して2年までとする。

5 休学の期間は、通算して4年までとする。

6 休学の期間は、第14条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

**第23条** 休学の期間が満了したとき、もしくは休学の期間中であってもその事由が消滅して復学を希望するときは、保証人と連署のうえ願い出、学長がこれを許可する。

(転学及び転科)

**第24条** 本学から他の大学へ転学を希望する者は、その事由を明記し、保証人と連署のうえ願い出、学長の許可を得なければならない。

2 本学の学生が現に属している学科から他の学科への変更は、教育上支障がない限り、選考のうえ、学長が許可することがある。

3 前項による学科の変更は、看護学科から医療福祉学科への変更のみとする。この場合において、学科を変更した者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(留学)

**第25条** 外国の大学へ留学を希望する者は、保証人と連署のうえ願い出、学長の許可を得なければならない。

2 留学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

**第26条** 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ願い出、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

**第27条** 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第14条に定める在学期間を超えた者

- (2) 第22条第5項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者
- (5) 病気その他やむを得ない事由で成業の見込みがないと認められる者

## 第9章 教育課程及び履修方法

(授業日数)

**第28条** 本学における1年間の授業日数は、定期試験、入学式、卒業式等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(授業科目及び単位数等)

**第29条** 本学における授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修得すべき単位数及び履修科目として登録することができる単位数については、上限を定めるものとする。
- 3 前項については、別に定める。

(メディアを利用して行う授業)

**第29条の2** メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業の方法により修得した単位のうち、60単位までを卒業に必要な単位とすることができる。

(単位の計算方法)

**第30条** 各科目の単位の計算方法は、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

### (1) 看護学科

- ア 講義については、15時間の授業と授業外の学修をもって1単位とする。
- イ 演習については、別に定める内容により、15時間又は30時間の授業と授業外の学修をもって1単位とする。
- ウ 実験、実習及び実技については、別に定める内容により、30時間又は40時間の授業と授業外の学修をもって1単位とする。

### (2) 医療福祉学科

- ア 講義については、15時間の授業と授業外の学修をもって1単位とする。
- イ 演習については、30時間の授業と授業外の学修をもって1単位とする。
- ウ 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

(試験等)

**第31条** 試験等の時期は原則として学期末または学年末とする。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

- 2 授業科目的単位の認定は、試験の成績と学習状態を考慮して、それぞれの授業科目的担当教員が行う。ただし、演習、実験、実習及び実技については、その平常成績をもって試験に代えることができる。
- 3 出席時間数が、別表第1に定める単位数に基づく授業時間数の3分の2に満たない授業科目については、試験を受けられないものとする。ただし、介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉援助実習については、別表第1に定める単位数に基づく授業時間数の5分の4以上出席していなければならない。
- 4 授業料その他納入金未納の者は、履修科目的試験を受けることができない。ただし、特段の事情のある者は、願い出により受験を許可することがある。
- 5 各授業科目的成績評価は、AA(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)、D(60点未満)をもって表し、C以上を合格とする。
- 6 病気その他本学が認めたやむを得ない事故のため、定期試験に欠席した者は、追試験によって単位の認定を受けることができる。
- 7 追試験を受けない授業科目は、不合格とする。
- 8 第4項ただし書の場合において、単位の認定は、授業料その他納入金の納付の確認をもって行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目的履修等)

**第32条** 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）との協議に基づき、学生が当該他大学または短期大学の授業科目を履修することを許可することができる。

- 2 前項により、授業科目を履修して修得した単位は、60単位を超えない範囲において、本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

**第33条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目的履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により修得したものとみなす単

位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第34条** 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後に授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第2項及び前条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第10章 卒業

(卒業要件等)

**第35条** 本学を卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 本学に4年以上在学すること（編入学した者を除く）。

(2) 所定の科目の単位を修得すること。

(3) 授業料その他納入金等の全額を納めていること。

2 卒業の認定は、教授会の意見を参考に学長が行う。

3 前項において卒業を認定された者には、次に掲げる学位を授与する。

看護福祉学部 看護学科 学士（看護学）

医療福祉学科 学士（社会福祉学）

(資格の取得)

**第36条** 本学において法令等に定める所定の授業科目の単位を修得した者は、次に掲げる資格を取得することができる。

看護福祉学部 看護学科 看護師国家試験受験資格

保健師国家試験受験資格

助産師国家試験受験資格

医療福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格

社会福祉士国家試験受験資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

社会福祉主任用資格

## 第11章 賞罰

(表彰)

**第37条** 学生として表彰に値する行為のあった者は、学長が表彰する。

(罰則)

**第38条** 学生が本学の学則その他の規程等に違反し、又は学生の本分に反する行為をしたときは、教授会の意見を参考に学長がこれを懲戒する。懲戒は訓告、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 前2項のほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

**第39条** 本学の1科目または数科目の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、学長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、第32条の定めを準用して、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

**第40条** 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志す者に対しては、高等学校を卒業した者と同等の学力を有し、かつ履修に差し支えない程度の日本語を解する場合に限り、学長が外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第13章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

**第41条** 本学に入学を希望する者は入学検定料を、入学を許可された者は入学金、授業料、施設費及び教育資料等諸費を納付するものとし、その金額は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000 円 (大学入学共通テスト利用入試は 15,000 円)
-------	---------------------------------------

入学金		300,000 円
授業料（年額）	看護学科	750,000 円
	医療福祉学科	650,000 円
施設費（年額）		300,000 円
教育資料等諸費（年額）	看護学科	200,000 円
	医療福祉学科	100,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、大幅な経済変動が生じた場合は、在学期間に授業料、施設費及び教育資料等諸費を改定することがある。
- 3 本学が指定する高等学校の生徒又は卒業生で、本学への入学を許可された者に対しては入学金を減免することができる。
- 4 前項の取扱いについては、別に定める。

(納付時期等)

**第42条** 前条に定める入学検定料は入学願書を受理するとき、入学金は入学手続きのときに納付する。

- 2 授業料は前期と後期の2期に分けて納付するものとし、前期分を4月末日まで、後期分を10月末日までに納付する。ただし、入学年度の授業料の前期分は、入学手続きのときに納付するものとする。
- 3 施設費及び教育資料等諸費は学年の始めに納付する。ただし、入学年度の施設費及び教育資料等諸費は、入学手続きのときに納付するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特別の事情があり、やむを得ないと認められた場合には、授業料等の延納を認めることがある。

(休学中の授業料等)

**第43条** 休学中の者は、その期間中の授業料、施設費、教育資料等諸費を免除する。ただし、休学期間中の在籍料として、1学期につき100,000円を納付しなければならない。

- 2 学期の中途で退学した者は、当該期分の授業料、施設費及び教育資料等諸費を納付しなければならない。
- 3 停学中の者であっても、当該期分の授業料、施設費及び教育資料等諸費を納付しなければならない。
- 4 転学する者は、当該期分の授業料、施設費及び教育資料等諸費を納付しなければならない。

- 5 再入学を許可された者及び留学を認められた者に対する授業料等の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- 6 学期の途中において復学した者は、復学した当該期分の授業料、施設費、教育資料等諸費を復学した月に納付しなければならない。  
(既納の学納金)

**第43条の2** 既納の学納金は前条第1項の場合を除き、一切これを返還しないものとする。ただし、入学手続完了後、本学が指定する期日までに所定の手続きにより入学辞退を願い出た者については、入学金を除く授業料その他納入金を返還する。

#### **第14章 公開講座**

(公開講座)

**第44条** 本学において必要と認めるときは、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

#### **第15章 附属施設**

(図書館等)

**第45条** 本学に附属図書館及び総合研究所を置く。

- 2 附属図書館及び総合研究所に関して必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(※附則は最新附則のみ掲載)

別表第1（第29条関係）

## 《看護学科》

## 学部共通科目（教養・専門）

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基礎教養科目	人間系	文学の世界	2	必修3単位 選択14単位以上  選択科目は、人間系・社会系・自然系からそれぞれ2単位以上選択。
		哲学	2	
		心理学	2	
		文章表現	2	
	社会系	法学（日本国憲法）	2	
		社会学	2	
		医療と福祉のマネジメント	2	
	自然系	基礎数学	2	
		統計学	2	
		生命科学	2	
		環境と人間生活	2	
	コミュニケーション系	基礎演習	1	
		英語RS	2	
		英語CS	2	
		中国語	2	
		手話	1	
		情報リテラシー	2	
共通基盤科目	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	2	2	必修5単位 選択8単位以上
	社会福祉概論Ⅰ	2	2	
	コミュニケーション論	2	2	
	カウンセリング	2	2	
	公衆衛生学	2	2	
	エイジング論	2	2	
	社会保障論Ⅰ	2	2	

	医療と福祉の英語		2	
	健康と運動		2	
	組織論		2	
	人間関係論		2	
	行政法		2	
	民法		2	
	臨床心理学		2	
	障害児・者福祉		2	
	地域共生社会に向けた多職種連携		2	
	キャリアデザイン	1		

### 専門科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	人体の構造と機能 I	2		必修20単位
	人体の構造と機能 II	2		
	栄養学	1		
	薬理学概論	1		
	臨床薬理学	2		
	疾病の成り立ち	2		
	感染と免疫	2		
	病態治療学 I	2		
	病態治療学 II	2		
	病態治療学 III	2		
	保健・医療と法律	2		
	疫学		2	
専門科目	保健統計学		2	必修16単位
	保健医療福祉行政論		2	
看護学の基礎	看護学概論	2		
	看護倫理	1		

	看護コミュニケーション	1		
	基礎看護技術論 I	2		
	基礎看護技術論 II	2		
	基礎看護技術演習 I	1		
	基礎看護技術演習 II	1		
	看護過程論	2		
	ヘルスアセスメント		1	
	早期体験実習	1		
	基礎看護学実	2		
	家族看護論	1		
ライフステージと看護	小児看護学概論	1		必修22単位
	小児看護方法論 I	1		
	小児看護方法論 II	1		
	小児看護学実習	2		
	母性とセクシュアリティ	1		
	母性看護学概論	1		
	母性看護方法論 I	1		
	母性看護方法論 II	1		
	母性看護学実習	2		
	成人看護学概論	1		
	成人看護方法論 I	2		
	成人看護方法論 II	2		
	成人看護方法論 III	1		
	成人・老年看護学実習 I	2		
	成人・老年看護学実習 II	2		
	成人・老年地域包括リハビリテーション実習	1		
	助産学概論		1	
	基礎助産学		2	

	助産診断・技術学 I		1	
	助産診断・技術学 II		1	
	助産診断・技術学 III		1	
	助産学実習 I		6	
	助産学実習 II		2	
地域コミュニティと看護	地域・在宅看護概論	1		必修23単位
	地域・在宅看護論 I	2		
	地域・在宅看護論 II	2		
	地域・在宅看護実習 I	2		
	地域・在宅看護実習 II	2		
	老年看護学概論	1		
	老年看護方法論 I	1		
	老年看護方法論 II	1		
	老年看護学福祉実習	2		
	精神看護学概論	1		
	精神看護方法論 I	1		
	精神看護方法論 II	1		
	精神看護学実習	2		
	公衆衛生看護学概論	2		
	健康教育論	2		
	公衆衛生看護活動展開論 I		1	
	公衆衛生看護活動展開論 II		1	
	公衆衛生看護技術論		1	
	公衆衛生看護活動論 I		1	
	公衆衛生看護活動論 II		2	
	公衆衛生看護活動論 III		2	
	公衆衛生看護活動論 IV		1	
	公衆衛生看護学実習 I		2	

	公衆衛生看護学実習Ⅱ	3	
看護の探求と発展	セイフティマネジメント	1	必修11単位 選択3単位以上
	がん緩和ケア論	2	
	リハビリテーション看護学	1	
	地域と精神看護	1	
	救急医療と看護	1	
	国際看護活動論	1	
	災害看護学	1	
	看護マネジメント論	1	
	地域社会での健康支援体制と実際	1	
	働く人々の健康管理を支える体制	1	
	公衆衛生看護管理論	1	
	女性の健康支援	1	
	助産管理論	2	
	研究方法論Ⅰ	1	
	研究方法論Ⅱ	2	
	看護研究	2	
	看護総合（卒業試験含む）	2	
	看護実践総合演習	1	
	統合実習Ⅰ	2	
	統合実習Ⅱ	1	

## 看護学科卒業要件単位数

区分	単位数	
基礎教養科目	必修	3 単位
	選択	14 単位以上
共通基盤科目	必修	5 単位
	選択	8 単位以上
専門基礎科目	必修	20 単位
専門科目	必修	72 単位
	選択	3 単位以上
合計	125 単位以上	

《医療福祉学科》

学部共通科目（教養・専門）

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基礎教養科目	人間系	文学の世界	2	22単位以上 人間系・社会系・自然系からそれぞれ2単位以上選択。
		哲学	2	
		心理学	2	
		文章表現	2	
	社会系	法学（日本国憲法）	2	
		社会学	2	
		医療と福祉のマネジメント	2	
	自然系	基礎数学	2	
		統計学	2	
		生命科学	2	
		環境と人間生活	2	
	コミュニケーション系	基礎演習	1	
		英語RS	2	
		英語CS	2	
		中国語	2	
		手話	1	
		情報リテラシー	2	
共通基盤科目	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	2	2	14単位以上
	社会福祉概論Ⅰ	2	2	
	コミュニケーション論	2	2	
	カウンセリング	2	2	
	公衆衛生学	2	2	
	エイジング論	2	2	
	社会保障論Ⅰ	2	2	

医療と福祉の英語		2	
健康と運動		2	
組織論		2	
人間関係論		2	
行政法		2	
民法		2	
臨床心理学		2	
障害児・者福祉		2	
地域共生社会に向けた多職種連携		2	
キャリアデザイン		1	

### 専門科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	専門基礎科目	社会福祉概論Ⅱ	2	必修3単位 選択85単位以上
		社会調査論	2	
		社会保障論Ⅱ	2	
		医学概論	2	
		人間の理解Ⅰ	2	
		人間の理解Ⅱ	2	
		高齢者と健康	2	
		介護の基本Ⅰ	2	
		介護の基本Ⅱ	2	
		介護の基本Ⅲ	2	
		介護の基本Ⅳ	2	
		介護の基本Ⅴ	2	
		介護の基本Ⅵ	2	
		コミュニケーション技術Ⅰ	2	

	コミュニケーション技術Ⅱ		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職		2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)		2	
基幹科目	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ		2	
	日常生活支援技術演習Ⅰ		1	
	日常生活支援技術演習Ⅱ		1	
	日常生活支援技術演習Ⅲ		1	
	日常生活支援技術演習Ⅳ		1	
	日常生活支援技術演習Ⅴ		1	
	日常生活支援技術演習Ⅵ		1	
	精神保健福祉制度論		2	
	精神保健の課題と支援Ⅰ		2	
	精神保健の課題と支援Ⅱ		2	
	福祉経営論		2	
	保健医療論		2	
	精神医学		4	
	精神障害リハビリテーション論		2	
	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)Ⅰ		2	
	ソーシャルワークの理論と方法 (専門)Ⅱ		2	
	精神保健福祉の原理Ⅰ		2	
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2	
	権利擁護と成年後見		2	
	貧困に対する支援		2	

	司法福祉論		2
	日常生活支援技術演習VII		1
	日常生活支援技術演習VIII		1
	日常生活支援技術演習IX		1
	日常生活支援技術演習X		1
	高齢者福祉論		2
	障害者福祉論		2
	地域福祉論		2
	生活支援技術論 I		2
	生活支援技術論 II		2
	児童・家庭福祉論		2
	認知症ケア論 I		2
	認知症ケア論 II		2
	介護過程 I		2
	介護過程 II		2
	介護過程 III		2
	介護過程 IV		2
	介護過程 V		2
	医療的ケア I		2
	医療的ケア II		2
	医療的ケア III		2
展開科目	ソーシャルワーク演習 I		1
	ソーシャルワーク演習 II		1
	ソーシャルワーク演習 III		1
	ソーシャルワーク演習 IV		1
	ソーシャルワーク演習 V		1
	精神保健福祉援助演習 I		1
	精神保健福祉援助演習 II		1

	精神保健福祉援助演習Ⅲ		1	
	医療保健制度論		1	
	医療福祉特別講義		1	
	リハビリテーション医療		1	
	医療福祉総合		2	
	ゼミナールⅠ	1		
	ゼミナールⅡ（卒業試験を含む）	2		
発展科目	介護総合演習Ⅰ		1	
	介護総合演習Ⅱ		1	
	介護総合演習Ⅲ		1	
	介護総合演習Ⅳ		1	
	介護実習Ⅰ		3	
	介護実習Ⅱ		4	
	介護実習Ⅲ		3	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		4	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		2	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ		1	
	精神保健福祉援助実習		4	

## 医療福祉学科卒業要件単位数

区分		単位数
基礎教養科目	選択	22単位以上
共通基盤科目	選択	14単位以上
専門科目	必修	3 単位
	選択	85単位以上
合計		124単位以上